

令和 8 年 1 月 28 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護保険サービス事業所の指定の一部効力の停止処分について

本市は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので報告いたします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者 1

事業者の名称	代表取締役	所在地
株式会社空&海	安武 将隆	愛知県海部郡蟹江町今本町通 22 番地

事業所 1

事業所名	事業所所在地	サービスの種類
訪問介護ステーション 空&海新瑞橋	南区駆上一丁目 13 番 23 号	訪問介護 予防訪問型訪問サービス

(2) 事業者 2

事業者の名称	代表取締役	所在地
株式会社ライフサポ ートひまわり	伊東 鐘賛	名古屋市中川区西中島二丁目 605 番地

事業所 2

事業所名	事業所所在地	サービスの種類
杉の木ヘルパーステーション	名古屋市西区天神山町 5 番 1 号 2 階	訪問介護 予防訪問型訪問サービス

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和8年2月1日から 令和8年7月31日まで
	介護給付費の請求の上限を7割とする	

3 処分の原因となる事実（2事業所共通）

サービス提供を行っていないものを法人本部職員等の名前でサービス提供記録を作成し、介護報酬請求を行った。（法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第1項第6号に該当）

【問合せ先】

健康福祉局高齢福祉部介護保険課
施設指定担当 電話 972-3487
居宅指導担当 電話 959-3087